

商標の識別性に関する課題
（「認証・証明マークの保護」及び
「商標の定義」の観点から）についての
調査研究報告書

平成 29 年 3 月

一般財団法人 知的財産研究教育財団
知的財産研究所

7. 中国

(1) 認証・証明マークに関する特別な保護制度の概要

証明商標制度により保護される。

(i) 定義

商標法第3条に、下記のとおり定義されている。

商標法 第三条 第3款：

この法律で証明商標とは、監督能力を有する組織の管理下にある特定の商品又は役務に対して使用するものであって、かつ当該組織以外の事業単位又は個人がその商品又は役務について使用し、同商品又は役務の原産地、原材料、製造方法、品質又はその他の特別な品質を証明するために用いる標章をいう。

(ii) 証明商標の識別性に関する特別の規定

上記定義規定以外に、特別な規定は存在しない。

(iii) 主体要件

- ・法により設立された組織であること（商標審査基準 第六部分第四（一）1）
- ・出願人は当該証明商標の証明する特定の商品の品質を監督管理する能力を持たなければならない（商標審査基準 第六部分第四（一）2）

(iv) 証明標章の出願時に必要な提出書類（商標審査基準 第六部分第四（一））

- ・主体資格証明書類（企業の営業許可書、非営利事業・社会団体の登録認可の書類などを含む）
- ・所有する専門技術者、専門検査設備又はその受託を受けた機構の所有する専門技術者、専門検査設備などの状況について詳細に説明する資料

さらに、地理的表示に係る証明商標の場合、以下の書類を併せて提出する（商標審査基準 第六部分 第五（一）1～4）。

- ・当該地理的表示に表記される地域を管轄する人民政府又は業種主管部門による地理的表記登録批准の公文書
- ・省級又は省級以上の業種主管部門の発行する監督能力の証明文書
- ・外国人又は外国企業が地理的表示をもって団体商標、証明商標を登録出願する場合、出願人はその名義で当該地理的表示が所属国で法的に保護されている証明書

また、地理的表示に係る証明商標の場合、出願書類中で以下の内容について説明しなければならない（管理弁法第七条）。

- ・当該地理的表示に表記された商品の特定の品質、名誉又はその他の特徴
- ・当該商品の特定の品質、名誉又はその他の特徴と、当該地理的表示に表記された地域の自然的要素及び人文的要素との関係
- ・当該地理的表示に表記された地域の範囲

(v) 使用規則の取り扱い

- 使用管理規則は以下のものを含めなければならない（管理弁法第十一条）
 - (1) 証明商標使用の趣旨
 - (2) 当該証明商標が証明する商品の特定の品質

- (3) 当該証明商標の条件
- (4) 当該証明商標を使用する手続
- (5) 当該商標を使用する権利、義務
- (6) 当該使用管理規則を違反した使用者が負う責任
- (7) 登録権者の当該証明商標を使用する商品に対する検閲監督制度
- 使用管理規則について、上記の内容が審査される（商標審査基準 第六部分第四（一））。
- さらに、地理的表示である証明商標の使用管理規則に対する審査においては、団体商標、証明商標に係る指定商品の特定の品質、信用・評判又はその他の特徴および生産地域の範囲などについての下記の審査を行う（商標審査基準 第六部分第四（二）1～4）。
 - ・ 指定商品の特定の品質、信用・評判又はその他の特徴
 - ・ 指定商品の特定の品質、信用・評判およびその他の特徴と、当該地理的表示の表示する地域の自然的要素若しくは人文的要素との関連
 - ・ 生産地域の範囲
- 使用規則は公開される（管理弁法第十三条）

(vi) 証明標章に係る権利の効力、第三者の正当な使用に対する調整規定

いずれも通常の商標と同じである。

(vii) 商標権者自身の使用の可否

使用できない（管理弁法第二十条）。

(viii) 商標権者の管理義務違反

工商行政管理部門による是正命令がなされ、従わない場合、罰金が科せられる（管理弁法第二十一条）。

(ix) 許諾によりマークを使用する者の取り扱い、不使用取消し

- ・ 証明商標の登録権者は他人がその商標の使用を許可する場合、一年間以内に商標局に登録し、商標局はこれを公告しなければならない（管理弁法第15条）。証明商標を使用する場合、登録権者は使用者に「証明商標使用証」を発行しなければならない（管理弁法第19条）。
- ・ 商標権者からの明確な授権を得た場合に訴訟を提起することができる（「最高裁判所による商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」第四条第二項）。
- ・ 損害賠償訴訟において、許諾によりマークを使用する者の損害は勘案されないと解される。権利者と許諾によるマークを使用する者が共同訴訟する場合に、使用者の実際損失が考慮されることになると思われる。
- ・ 明確な規定はないが、不使用取消しを免れることができると解される（実施条例第六十六条）。

(x) 証明商標出願で取得する商品・役務の区分

通常商標と同一である。

(xi) 出願料、更新料

出願料：1出願1区分につき、CNY3,000（指定商品の個数に対する限定がない）。

（通常商標の場合は、1出願1区分につき、CNY600である。なお、1区分において、指定商品・役務は10個を超える場合、超えた分の1商品毎にCNY60を加算して徴収する）

更新料：1出願1区分につき、CNY2,000である。（通常商標と同じ）

(2) 地理的表示のみ・品質表示のみからなる商標を証明標章として登録する場合の考え方

地理的表示のみからなる商標は、原則として記述的商標としての絶対的拒絶理由に該当するが、①使用により識別力を獲得しているとき、②地名についての証明標章のとき、のいずれかであれば登録され得る。

上記②は、証明商標として特定の出所（原産地）・品質等が保証されていることをもって、「識別性がある」と考えて、絶対的拒絶理由の適用をしないものであろう⁵⁰。

(i) 商標法における地理的表示に関する特別な取扱い（登録時）

県級以上の行政区画の地名又は公衆に知られている外国地名は、商標とすることができない。ただし、その地名が別の意味を持つ場合、又は団体商標、証明商標の一部である場合は、この限りでない（商標法第十条第二款）。

(ii) 記述的商標（品質、地名）に関する絶対的拒絶理由とその例外規定

商品の品質、主要原材料、効能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接表示したにすぎない標章については、商標として登録することができない（商標法第十一条第一款）。

使用により顕著な特徴を有し、かつ容易に識別可能なものとなったときは、商標として登録することができる（商標法第十一条第二款）。

(iii) 証明商標の記述的商標（品質、地名）に関する絶対的拒絶理由の例外

地名については、証明商標の一部である場合は登録され得る（商標法第十条第二款）。

(iv) 記述的商標（品質、地名）について、証明商標であれば登録を認める場合に特有の識別性の考え方

- ・特定の出所（原産地）・品質等が保証されていることをもって、「識別性がある」と考えることにより、証明対象となる商品・役務を、証明がされていない商品・役務との関係で識別できるとするものであろう⁵¹。

(3) 独自の地理的表示保護制度及び両者の関係

(i) 独自の地理的表示保護制度

独自制度として、「地理的表示保護規定」（保護対象の特定なし）、「農産品地理的表示管理規則」（保護対象：農産物）を有する⁵²。

(ii) 商標法における調整規定

規定はない。

(iii) 独自の地理的表示保護制度における調整規定

規定はない。

⁵⁰ 資料 I-2（海外質問票調査）

⁵¹ 資料 I-2（海外質問票調査）

⁵² 資料 I-2（海外質問票調査）

海外質問票調査（証明商標）⑦中国

1. 商標法（商標制度を規定した産業財産権法）における「認証・証明マーク」の保護

貴国において、「認証・証明マーク」を保護し得る商標制度（証明商標制度又はその他の「認証・証明マーク」を保護し得る制度）の詳細について、下記項目ごとにご回答ください。

1-1. 定義・規定等の関連条文について

(1) 貴国の証明商標制度（あるいは「認証・証明マーク」を保護し得る商標制度）の定義・規定の条文は、下記の通りと理解していますが、その認識で正しいでしょうか。また、不足があれば補足ください。

(2) 政令、審査基準等より具体的に記述されている項目については、その内容について、追加で記入ください。

表1. 証明商標制度に関する定義・規定等

項目	条文・規定等
1 証明商標の定義	<p>商標法 第三条 第3款 この法律で証明商標とは、監督能力を有する組織の管理下にある特定の商品又は役務に対して使用するものであって、かつ当該組織以外の事業単位又は個人がその商品又は役務について使用し、同商品又は役務の原産地、原材料、製造方法、品質又はその他の特別な品質を証明するために用いる標章をいう。</p> <p><地理的表示の定義> 商標法 第十六条第2項 前項にいう地理的表示とは、ある商品がその地域に由来することを示し、当該商品の特定の品質、信用又はその他の特徴が、主に当該地域の自然的要素又は人文的要素によって形成されたものの表示をいう。</p>
2 証明商標の保護対象に関する特別な規定	<p><地理的表示を証明商標とするもの> 商標法实施条例 第六条 第1、2段落 第六条 商標法第十六条に規定した地理的表示を、商標法及び本条例の規定に基づき、証明商標又は団体商標として商標登録出願することができる。地理的表示が証明商標として登録された場合には、その商品が当該地理的表示の使用条件を満たす自然人、法人又はその他の組織は、当該証明商標の使用を請求することができ、当該証明商標を管理する団体はそれを承認しなければならない。地理的表示が団体商標として登録された場合には、その商品が当該地理的表示の使用条件を満たす自然人、法人又はその他の組織は、当該地理的表示を団体商標として登録する団体、協会又はその他の組織への参加を請求することができ、当該団体、協会又はその他の組織はその定款により会員として受け入れなければならない。当該地理的表示を団体商標として登録した団体、協会又はその他の組織への参加を請求しない場合であっても、当該地理的表示を正当に使用することができ、係る団体、協会又はその他の組織はそれを禁止する権利を有しない。</p>
3 出願人の主体要件	<p>商標審査基準 第六部分第四 (一) 1、2 四、証明商標の審査 (一) 出願人の主体資格の審査 1、出願人は、法に基づいて設立された主体の資格を証明する書類を提出しなければならない。主体資格証明書類は企業の営業許可書、非営利事業・社会団体の登録認可の書類などを含む。 2、出願人は当該証明商標の証明する特定の商品の品質を監督管理する能力を持たなければならない。出願人は、所有する専門技術者、専門検査設備又はその受託を受けた機構の所有する専門技術者、専門検査設備などの状況について詳細に説明する資料を提出しなければならない。</p> <p><地理的表示を証明商標とするもの> 商標審査基準 第六部分第五 (一) 1~4 五、地理的表示を団体商標、証明商標とするものの審査 (一) 出願人の主体資格の審査 1、出願人は、法に基づいて設立された主体の資格を証明する書類を提出しなくてはならず、且つ当該地理的表示に表記される地域を管轄する人民政府又は業種主管部門による地理的表記登録批准の公文書を添付しなければならない。主体資格証明書類は企業の営業許可書、非営利事業・社会団体の登録認可の書類などを含む。</p>

		<p>2、出願人は当該地理的表示を使用する商品の特定の品質を監督管理する能力を持たなければならない。出願人は、所有する専門技術者、専門検査設備又はその受託を受けた機構の所有する専門技術者、専門検査設備などの状況について詳細に説明する資料を提出するほか、省級または省級以上の業種主管部門の発行する監督能力の証明文書を提出しなければならない。</p> <p>3、地理的表示をもって団体商標の登録を出願する団体、協会又はその他の組織は、当該地理的表示に表記された地域範囲内の構成員によって構成されなければならない。</p> <p>4、外国人又は外国企業が地理的表示をもって団体商標、証明商標を登録出願する場合、出願人はその名義で当該地理的表示が所属国で法的に保護されている証明書を提出しなければならない。</p> <p>管理弁法第六条 地理的表示をもって団体商標、証明商標登録を出願する場合、当該地理的表示に表記される地域の人民政府又は業種主管部門の批准公文書を添付しなければならない。</p> <p>外国人又は外国企業が地理的表示をもって団体商標、証明商標を登録出願する場合、出願人はその名義で当該地理的表示が所属国で法的に保護された証明書を提出しなければならない。</p>
4 出願時に必要な提出書類		<p>商標法实施条例 第十三条第6段落 団体商標、証明商標を登録出願する場合には、その旨を願書に声明し、主体資格証明書類と条管理規則を提出しなければならない。</p> <p>管理弁法第五条 証明商標登録出願する場合、主体資格の証明書類を添付し、且つ所有する専門技術人員、専門検査設備などの状況又は委託する機構のその状況について詳細に説明し、当該証明商標により証明される特定の商品品質を監督する能力を有することを表明しなければならない。</p> <p><地理的表示を証明商標とするもの> 管理弁法第六条 地理的表示をもって団体商標、証明商標登録を出願する場合、当該地理的表示に表記される地域の人民政府又は業種主管部門の批准公文書を添付しなければならない。</p> <p>外国人又は外国企業が地理的表示をもって団体商標、証明商標を登録出願する場合、出願人はその名義で当該地理的表示が所属国で法的に保護された証明書を提出しなければならない。</p> <p>管理弁法第七条 第七条 地理的表示をもって団体商標、証明商標を登録出願する場合、以下に掲げる内容を出願書類で説明しなければならない。 (1) 当該地理的表示に表記された商品の特定の品質、名譽又はその他の特徴 (2) 当該商品の特定の品質、名譽又はその他の特徴と、当該地理的表示に表記された地域の自然的要素及び人文的要素との関係 (3) 当該地理的表示に表記された地域の範囲</p>
5 使用規則に記載すべき項目		<p>管理弁法第十一条 第十一条 証明商標の使用管理規則は以下のものを含めなければならない。 (1) 証明商標使用の趣旨 (2) 当該証明商標が証明する商品の特定の品質 (3) 当該証明商標の条件 (4) 当該証明商標を使用する手続 (5) 当該商標を使用する権利、義務 (6) 当該使用管理規則を違反した使用者が負う責任 (7) 登録権者の当該証明商標を使用する商品に対する検閲監督制度</p> <p>商標審査基準 第六部分第四 (二) 1~7 (二) 使用管理規則の審査 地理的表示である団体商標、証明商標の使用管理規則に対する審査については、この部分の第三条、第四条を準用するほか、当該団体商標、証明商標の指定商品の特定の品質、信用・評判又はその他の特徴および生産地域の範囲などについて審査を行わなければならない。 1. 指定商品の特定の品質に対する審査 地理的表示である団体商標、証明商標の指定商品は、特定の品質、信用・評判又はその他の特徴を持たなければならない。 地理的表示である団体商標、証明商標の指定商品に特定の品質、信用・評判又はその他の特徴がないものは、『商標法』第十六条第二項の規定を以てて拒絶する。</p>

6	出願の審査 (1) 概要 (原則)	<p>2. 地理的表示である団体商標、証明商標の指定商品の特定の品質、信用・評判およびその他の特徴と、当該地理的表示の表示する地域の自然的要素若しくは人文的要素との関連の審査</p> <p>地理的表示である団体商標、証明商標の指定商品の特定の品質、信用・評判又はその他の特徴が、主として当該地理的表示の表示する地域の自然的要素若しくは人文的要素により決定されるものでなければならない。</p> <p>(1) 主として現地の自然条件により決定されるもの。</p> <p>(2) 自然的要素と人文的要素により決定されるもの。</p> <p>(3) 主に人文的要素により決定されるもの。</p> <p>3. 生産地域の範囲の審査</p> <p>出願人が地理的表示の示す商標の生産地域の範囲について、省級又は省級以上の業種主管部門の発行する証明書類をもって確定しなければならない。当該地域範囲は所在地の現在の行政区画の名称、範囲と完全に一致する必要がない。生産地域の範囲は次に掲げる方法の一によって画定することができる。</p> <p>1、経緯度の方法</p> <p>2、自然環境にある山、川など地理的特徴を境界線とする方法</p> <p>3、地図で表示する方法</p> <p>4、生産地域の範囲を明確に特定できるその他の方法</p>
		<p>商標法 第三十条（通常商標と同じ）</p> <p>登録出願に係る商標が、この法律の関連規定を満たさないと、又は他人の同一の商品若しくは類似の商品について既に登録若しくは初歩査定された商標と同一若しくは類似するときは、商標局は出願を拒絶し公告しない。</p> <p>商標審査基準 第六部分第二</p> <p>二、関係解釈</p> <p>団体商標、証明商標は、『商標法』第八条における標識又は『商標法』第十六条における地理的表示により構成されることができる。この部分の第三条、第四条は団体商標、証明商標の出願人の主体資格、使用管理規則に対する審査について規定するものである。</p> <p>地理的表示を団体商標、証明商標とするものは、当該出願人の主体資格と使用管理規則は『団体商標及び証明商標の登録と管理に関する弁法』における特別条件を満たさなければならない。この部分の第五条はこの種類の団体商標、証明商標に対する審査について規定するものである。</p> <p>団体商標、証明商標が『商標法』第十条第二款、第十一条、第二十八条及び第二十九条の規定に違反してはならない。これについての審査はこの基準の第一部分、第二部分及び第三部分における規定を準用する。</p>
7	出願の審査 (2) 使用規則の内容について審査・品質に関する審査	<p>(使用規則の内容を審査する)</p> <p>商標審査基準 第六部分第四 (二) 1~7 (上記5と同じ)</p> <p><地理的表示を証明商標とするもの></p> <p>商標審査基準 第六部分第五 (二) 柱書</p> <p>(二) 使用管理規則の審査</p> <p>地理的表示である団体商標、証明商標の使用管理規則に対する審査については、この部分の第三条、第四条を準用するほか、当該団体商標、証明商標の指定商品の特定の品質、信用・評判又はその他の特徴および生産地域の範囲などについて審査を行わなければならない。</p>
		<p>商標審査基準 第六部分第四 (一) 1, 2 (上記3と同じ)</p> <p><地理的表示を証明商標とするもの></p> <p>商標審査基準 第六部分第五 (一) 1~4 (上記3と同じ)</p> <p>商標審査基準 第六部分第四 (二) 1~7 (上記5と同じ)</p> <p><地理的表示を証明商標とするもの></p> <p>商標審査基準 第六部分第五 (二) 柱書 (上記5と同じ)</p>
8	登録要件 (1) 主体的要件	<p>商標審査基準 第六部分第四 (一) 1, 2 (上記3と同じ)</p> <p><地理的表示を証明商標とするもの></p> <p>商標審査基準 第六部分第五 (一) 1~4 (上記3と同じ)</p>
9	登録要件 (2) 使用規則	<p>商標審査基準 第六部分第四 (二) 1~7 (上記5と同じ)</p> <p><地理的表示を証明商標とするもの></p> <p>商標審査基準 第六部分第五 (二) 柱書 (上記5と同じ)</p>
10	登録要件 (3) 標章についての拒絶理由	
	(3-1) 通常商標にも適用される原則規定	<p>商標法第十一条第一款</p> <p>次に掲げる標章は、商標として登録することができない。</p> <p>(一) その商品の通用名称、図形、規格にすぎないもの。</p> <p>(二) 商品の品質、主要原材料、効能、用途、重量、</p>

		<p>数量及びその他の特徴を直接表示したにすぎないもの。</p> <p>(二) その他の顕著な特徴に欠けるもの。</p>
	(b) 絶対的拒絶理由の例外（使用等による識別性の獲得等）	<p>商標法第十一条第二款</p> <p>前項に掲げる標章が、使用により顕著な特徴を有し、かつ容易に識別可能なものとなったときは、商標として登録することができる。</p>
	(c) 地理的表示を含む商標についての特別な拒絶理由	<p>商標法第十六条第一款</p> <p>商品の地理的表示を含む商標は、当該商品が当該表示に示された地域に由来するものでなく、公衆を誤認させるときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。ただし、既に善意によって登録したものは、引き続き有効とする。</p>
	(d) 地理的表示を含む商標についての特別な拒絶理由(c)の例外	<p>商標法第十条第二款 但書き（団体商標・証明商標）</p> <p>県級以上の行政区画の地名又は公衆に知られている外国地名は、商標とすることができない。ただし、その地名が別の意味を持つ場合、又は団体商標、証明商標の一部である場合は、この限りでない。地名を使用して既に登録された商標は、引き続き有効とする。</p>
	(3-2) 証明商標に関する特別	
	(a) 証明商標の識別性に関する規定	なし
	(b) 証明商標に特有の拒絶理由	なし
	(c) 証明商標に特有の拒絶理由(b)の例外	なし
	(d) その他の特別	<p><地理的表示を証明商標とするもの></p> <p>管理弁法第八条、第九条</p> <p>第八条 団体商標、証明商標として登録出願される地理的表示は、当該地理的表示に表記される地域の名称であってもよく、ある商品が当該地域に由来することを表記するその他の視覚的表示であってもよいのである。前項にいう地域は現行の行政区画の名称、範囲に完全に一致する必要はない。</p> <p>第九条 複数のぶどう酒の地理的表示が、同音字又は同形字である場合であってもそれらの地理的表示がお互いに区別することができ、且つ公衆に誤解を与えない場合には、それぞれの地理的表示は団体商標又は証明商標として出願することができる。</p>
11	使用規則の公開	<p>管理弁法第十三条（公告される）</p> <p>第十三条 団体商標、証明商標の初歩査定公告の内容は当該商標の使用管理規則の全文又は要点を含めなければならない。</p> <p>団体商標、証明商標の登録権者は使用管理規則に対する如何なる修正も商標局での審査と認を得なければならない。且つ公告日より効力を有する。</p>
12	審査における使用規則等についての関係省庁への照会	<p>農産物の地理的表示については、農業部（地理的表示技術審査機構）の意見を求め、かつ、農業部が書面により意見を提出する。</p> <p>（国家工商行政管理総局、農業部による農産物の地理的表示の保護強化及び商標登録業務に関する通知（2004年12月7日公布施行））</p>
13	権利の効力	<p>商標法第56条、第57条、第60条、商標法第67条（通常商標と同じ）</p> <p>第五十六条 登録商標の専用権は、登録を許可された商標及び使用を定めた商品に限られる。</p> <p>第五十七条 次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、登録商標専用権を侵害する。</p> <p>(一) 商標登録者の許諾を得ず、同一の商品にその登録商標と同様の商標を使用すること。</p> <p>(二) 商標登録者の許諾を得ず、同一の商品にその登録商標と類似の商標を使用し、又は類似の商品にその登録商標と同一若しくは類似の商標を使用し、容易に混同を生じさせること。</p> <p>(三) 登録商標専用権を侵害する商品を販売すること。</p> <p>(四) 他人の登録商標の標章を偽造若しくは無断で製造し、又は偽造若しくは無断で製造した登録商標の標章を販売すること。</p> <p>(五) 商標登録者の許諾を得ず、その登録商標を変更し、変更した商標を使用する商品を市場に投入すること。</p> <p>(六) 他人の登録商標専用権を侵害する行為に対して、故意に便宜を提供し、他人による登録商標専用権侵害行為の実施を助長すること。</p> <p>(七) 他人の登録商標専用権にその他の損害を与えること。</p> <p>第六十条 この法律の第五十七条に定める登録商標専用権を侵害する行為のいずれかがあり、紛争が生</p>

		<p>じたときは、当事者の協議により解決する。協議する意向がないとき、又は協議が成立しないときは、商標登録者又は利害関係者は、人民法院に提訴することもできれば、工商行政管理部門に処理を請求することもできる。</p> <p>工商行政管理部門の処理により、権利侵害行為の成立が認定されたときは、即時に侵害行為の停止を命じ、権利侵害商品及び主に権利侵害商品の製造、登録商標の標章の偽造に用いる器具を没収、廃棄し、違法経営額が5万元以上であるときは、違法経営額の5倍以下の罰金を科すことができ、違法経営額がないとき又は5万元未満であるときは、2.5万元以下の罰金を科すことができる。5年以内に商標権侵害行為を2回以上行っているとき、又はその他重大な情状を有するときは、重罰に処さなければならない。登録商標専用権侵害商品であることを知らずに販売し、当該商品を合法的に取得したことを証明でき、かつ提供者について説明できるときは、工商行政管理部門は、販売の停止を命じる。</p> <p>商標専用権侵害の賠償額に関する争議において、当事者は、処理を行う工商行政管理部門に調停を請求することもできれば、「中華人民共和国行政訴訟法」により人民法院に提訴することもできる。工商行政管理部門の調停を経ても当事者が合意に達しないとき、又は調停書の効力が生じた後に履行されないときは、当事者は、「中華人民共和国民事訴訟法」により人民法院に提訴することができる。</p> <p>第六十七条 商標登録者の許諾を得ずに、同一商品にその登録商標と同一の商標を使用し、犯罪を構成するときは、被侵害者の損失を賠償するほか、法により刑事責任を追及する。</p> <p>他人の登録商標の標章を偽造若しくは無断で製造し、又はその偽造若しくは無断で製造した登録商標の標章を販売することにより犯罪を構成するときは、被侵害者の損失を賠償するほか、法により刑事責任を追及する。</p> <p>登録商標を盗用した偽造商品と知りながら販売することにより犯罪を構成するときは、被侵害者の損失を賠償するほか、法により刑事責任を追及する。</p>		<p>することができる。</p> <p>権利者が侵害により受けた実際の損失、侵害者が侵害により得た利益、登録商標の使用許諾料を確定することが困難なときは、人民法院は、侵害行為の情状に応じて、300万元以下の罰金を科すことができる。</p> <p>上記の規定によれば、通常損害賠償額の計算は主に権利者の実際損失、使用許諾料及び侵害者が侵害により得た利益という三つの要素を考慮される。</p> <p>第三者の無断使用などにより、地理的表示証明商標の登録者は、その管理料の損失などが生じる場合に、権利者が単独に提訴して、その実際損失を請求できる。</p> <p>ただし、許諾によるマークを使用する者の損失が主に第三者の無断使用により商品の販売量が減少したための売上上の損失だと思われる。それは、権利者の直接な損失ではないため、権利者が単独で提訴する場合、その損失の請求を考慮されないかと思われる。</p> <p>一方、権利者と許諾によるマークを使用する者が共同訴訟する場合には、使用者の実際損失が考慮されることになると思われる。</p>	
<p>14</p>	<p>許諾によりマークを使用する者は使用者であるか。法定の実施権が規定されているか。</p>	<p>管理弁法第15条 第十五条 証明商標の登録権者は他人がその商標の使用を許可する場合、一年間以内に商標局に登録し、商標局はこれを公告しなければならない。</p> <p>管理弁法第19条 使用規則の条件を合致する第三者が使用規則の手続によって、許諾された実施権であり、法定の実施権ではないかと思われる。</p>	<p>17</p>	<p>通常使用権者と許諾によるマークを使用する者の権利との間に相違があるか。</p>	<p>普通使用権者とは比べて、以下の特徴がある。</p> <p>1.権利設定 証明商標の使用は証明使用条件を合致すれば、規定された手続きを履行し、当該商標を使用でき、原則として、登録者は拒否してはならない。権利者は使用者に「証明商標使用証」を発行すべきである。また、一年以内に商標局に届出を提出し、商標局もこれを公告しなければならない。</p> <p>関連規定：管理弁法、第十五条、第十八条、第十九条</p> <p>第十五条 証明商標の登録権者は他人がその商標の使用を許諾する場合、一年間以内に商標局に届出をし、商標局はこれを公告しなければならない。</p> <p>第十八条 証明商標使用管理規則に規定された条件を満たし、当該証明商標使用管理規則に規定された手続きを履行した者は当該証明商標を使用することができ、登録権者はこの手続きを拒絶してはならない。</p> <p>第十九条 証明商標を使用する場合、登録権者は使用者に「証明商標使用証」を発行しなければならない。</p> <p>2.許諾方式 証明商標の定義によれば、証明商標の許諾方式は、「一般使用許諾」一種しかない。</p> <p>3.再許諾 使用者は、他人に証明商標を再許諾することができない。</p> <p>4.使用方式 一定の手続きを履行した上で、証明商標の商標権者は使用者に「証明商標使用証」を発行すべきである。権利者と使用者の間に使用許諾契約を締結することがない。</p>
<p>15</p>	<p>許諾によりマークを使用する者が損害賠償訴訟を提起できるか。</p>	<p>『最高裁判所による商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈』第四条第二項 「登録商標専用権が侵害された場合、独占的使用許諾契約の被許諾者は人民法院に訴訟を提起することができ、排他的使用許諾の被許諾者は商標登録者と共同で訴訟を提起することができ、かつ商標登録者が訴訟を提起しない場合、自ら訴訟を提起することもできる。通常使用許諾契約の被許諾者は商標権者からの明確な授權を得た場合に訴訟を提起することができる。」</p> <p>証明商標の使用が通常使用許諾に属するので、上記の規定によれば、使用規則において損害賠償を提起する授權された場合に、提訴する権利があるべきである。</p> <p>実務上では、使用者に提訴権利を付与する事例及び判例は見当たらない。</p>	<p>18</p>	<p>第三者の正当な使用に対する調整規定</p>	<p>商標法第五十九条（通常商標と同じ） 第五十九条 登録商標に、この商品の通用名称、図形、規格、若しくは商品の品質、主要原材料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接に表すものを含むとき、又は地名を含むときは、登録商標専用権者は、他人の正当な使用を禁止する権利を有しない。</p> <p>立体標章の登録商標に、商品自体の性質による形状、技術的効果を得るために必要な商品の形状、又は商品に実質的価値を持たせるための形状を含むときは、登録商標専用権者は、他人の正当な使用を禁止する権利を有しない。</p> <p>商標登録者が商標登録を申請する前に、他人が既に同一又は類似の商品について、商標登録者よりも先に、登録商標と同一又は類似し、かつ一定の影響を有する商標を使用しているときは、登録商標専用権者は、当該使用者が元の使用範囲において当該商標を引き続き使用することを禁止する権利を有しない。ただし、適切な区別用標章を加えるよう要請することができる。</p> <p>实施条例第四条第二款 地理的表示が証明商標として登録される場合に</p>
<p>16</p>	<p>権利者が提起した損害賠償訴訟において、許諾によりマークを使用する者の損害が勘案されるか。</p>	<p>商標法第六十三条 商標専用権侵害の損害賠償額は、権利者が侵害により受けた実際の損失により確定する。実際の損失を確定することが困難なときは、侵害者が侵害により得た利益により確定することができる。権利者の損失又は侵害者が得た利益を確定することが困難なときは、当該商標の使用許諾料の倍数を参照して合理的に確定する。悪意により商標専用権を侵害し、情状が重大なときは、上述の方法により確定した金額の1倍以上3倍以下で賠償額を確定することができる。賠償額は、権利者が侵害行為を抑制するために支払った合理的な支出を含まなければならない。</p> <p>人民法院は、賠償額を確定するために、既に権利者は証拠に尽力したが、侵害行為に関連する帳簿、資料を主に侵害者が有している状況において、侵害者に、侵害行為に関連する帳簿、資料の提供を命じることができる。侵害者が提供しないとき、又は虚偽の帳簿、資料を提供したときは、人民法院は、権利者の主張及び提供した証拠を参考に賠償額を判定</p>			

		<p>は、その商品が当該地理的表示の使用条件を満たす自然人、法人又はその他の組織は、当該証明商標の使用を請求することができ、当該証明商標を管理する組織はそれを承認しなければならない。地理的表示が団体商標として登録される場合には、その商品が当該地理的表示の使用条件を満たす自然人、法人又はその他の組織は、当該地理的表示を団体商標として登録した団体、協会又はその他の組織への参加を請求することができ、当該団体、協会又はその他の組織はその定款により会員として受け入れなければならない。当該地理的表示を団体商標として登録した団体、協会又はその他の組織への参加を請求しない場合であっても、当該地理的表示を正当に使用することができ、当該団体、協会又はその他の組織はそれを禁止する権利を有しない。</p> <p>管理弁法第十八条 第十八条 証明商標使用管理規則に規定された条件を満たし、当該証明商標使用管理規則に規定された手続を履行した者は当該証明商標を使用することができ、登録権者はこの手続を拒絶してはならない。</p> <p>実施条例第六条第二項にいう「当該地理的表示を正当に使用」とは、当該地理的表示の地名を正当に使用することである。</p>
19	商標権者自身の使用の可否	<p>管理弁法第二十条（使用できない） 第二十条 証明商標の登録権者は、自分が提供する商品について当該証明商標を使用してはならない。</p>
20	商標権者の管理義務違反への制裁、取り消し事由	<p>管理弁法第二十一条 第二十一条 団体商標、証明商標登録権者は、当該商標の使用を有効に管理せずに当該商標が使用された商品が使用管理規則の要求を満足せず、消費者に損害を及ぼした場合、工商行政管理部門は期限を定めてその是正を命じることができる。是正命令を拒絶した場合、違法所得の三倍以下の罰金を科す。但し、最高額が三万円を超えてはならない。違法所得がない場合、一万元以下の罰金を科す。</p> <p>管理弁法第二十二条（管理弁法十五条、十八条） 第二十二条 実施条例第六条、本弁法第十四条、第十五条、第十七条、第十八条、第二十条の規定に違反する場合、工商行政管理部門は期限を定めその是正を命じることができる。是正命令を拒絶した場合、違法所得の三倍以下の罰金を科す。但し最高額が三万円を超えてはならない。違法所得がない場合、一万元以下の罰金を科す。</p>
21	許諾によるマークを使用する者の使用によって、登録商標の不使用取消しを免れるか。	<p>明確な規定はない。ただし、以下の規定から推測して、不使用取消しを免れることができると解される。</p> <p>実施条例第六十六条 第六十六条 商標法第四十九条における「正当な理由なく3年間連続して登録商標を使用しなかった」行為がある場合、如何なる組織又は個人も商標局に、その登録商標の取消しを請求することができ、請求する際には関連する状況を説明しなければならない。商標局は受理後、商標登録人に対して、通知を受け取った日から2ヶ月以内に、当該商標の取消請求が提出される前に使用された証拠資料を提出するか、又は不使用の正当な理由を説明するよう通知しなければならない。期間内に使用の証拠資料を提出せず、又は証明資料が無効で、かつ、不使用の正当な理由がない場合には、商標局はその登録商標を取り消す。</p> <p>前項にいう商標の使用の証拠資料には、商標登録人が登録商標を使用する場合の証拠資料と商標登録人が他人に登録商標の使用を許諾した場合の証拠資料が含まれる。</p>
22	出願料・登録料・更新料	<p>(1) 出願料 1出願1区分につき、CNY3,000である（指定商品の個数に対する限定がない）。 （通常商標の場合は、1出願1区分につき、CNY600である。なお、1区分において、指定商品・役務は10個を超える場合、超えた分の1商品毎にCNY60を加算して徴収する）</p> <p>(2) 更新料 1出願1区分につき、CNY2,000である。</p>

(3) 証明商標のみならず、その他の商標によっても、「認証・証明マーク」の保護が受けられる場合、その商標制度（通常商標、団体商標、その他の商標）について記載ください。その旨が明示的に規定されている条文がある場合、条文番号および条文内容を教えてください。

回答：現有法では、証明商標以外に「認証・証明マーク」の保護を受けら

れる商標制度がない。

1-2. 証明商標出願で取得する商品・役務の区分

(1) 貴国の証明商標（あるいは「認証・証明マーク」を保護し得る商標制度）の登録区分について、通常商標、団体商標との違いはあるでしょうか。違いがある場合は、証明商標の登録区分について、教えてください。

回答：通常の商標と同様であり、特別な扱いはない。

(2) 貴国において、証明商標の権利者は、その認証・証明マークが貼られて使用される商品・役務の全てを権利として取得し、保有するものであるか。

回答：通常の商標と同じであり、実際に使用される商品・役務において権利化すべきである。

(3) 国際分類表（アルファベチカルリスト）の商品及び役務の区分第42類には、例えば「Quality control (品質管理)」、「Material testing(材料検査)」、「Evaluation of wool(Quality-) (羊毛の品質評価)」及び「Water analysis (水質分析)」等の表示がある。貴国の証明商標の権利者（認証機関等）は、第42類のこのような指定役務を、証明商標を付して使用する商品・役務とは別に保有するものであるか。

回答：いいえ。弊所の知っている限り、証明商標の保有者は、その実際に使用される商品において証明商標を登録出願すれば宜しい。

1-3. 「認証・証明マーク」の識別性の要件・考え方について

(1) 証明商標（あるいは団体商標等の「認証・証明マーク」を保護し得る他の商標）の登録にあたっての「識別性」について、貴国ではどのように考えられていますか？証明商標の識別性の考え方は、通常商標のものとは異なりますか？

- (a) 周知性（例えば、セカンダリーミーニングの有無等）により識別性を認める。
- (b) 特定の出所（原産地）・品質等が保証されていることをもって、「識別性がある」と考える。すなわち、証明対象となる商品・役務を、証明がされていない商品・役務との関係で識別できると考える。
- (c) 上記(a)(b)の両方を考慮する。
- (d) 上記(a)(b)に加え、（あるいは別個に）その他の要件として、識別性を生じさせるものとして考慮される要素がある。（具体的に記載してください。）

回答：

『商標法』第三条によれば、登録商標は、商品商標、役務商標、団体商標及証明商標と四つのタイプがあります。証明商標は、通常商標と相違し、主に、商品と役務が特定の品質を有すること又は特定の地域に由来することを表示する機能を果たす。ただし、証明商標でも、商標の一つタイプとして、特別な法律規定がなければ、通常商標の識別性の審査基準に適用すべきである。

なお、現有中国の法律によれば、証明商標の審査は主に主体資格と使用管理規則に対する審査である。その中、(a)及び(b)は、権利を取得するため、考慮しなければならない要素だと考える。

(2) 地名の文字（地理的表示）のみ、又は品質表示のみからなる「認証・証明マーク」を、証明商標（あるいは団体商標等の「認証・証明マーク」を保護し得る他の商標）として登録する場合、その識別性とはどのような考え方によるものでしょうか。

(a) 地名の文字のみ、又は品質表示のみからなる文字標章は、本来は識別性を有しないものです。これを登録する場合の考え方は、上記(1)(b)のように、証明される商品・役務が、証明されていない商品・役務と識別されているというものでしょうか。もし別の考え方により識別性を認定しているのであれば、その内容を記載してください。

回答：

上記のとおり、証明商標でも商標として、普通商標の識別性の基準に適用すべきである。ただし、地名の文字のみからなる証明商標について、絶対的拒絶理由の例外⁶⁹として登録できる。更に、地名の文字のみからなる証明商標が、『商標法』第十一条、第十二条の絶対的拒絶理由を克服でき、その識別力が認めらるべきである。

一方、品質表示のみからなる文字標章が『商標法』第十一条に違反するため、拒絶すべきである。権利化を取得すれば、通常商標と同じ、識別力要

⁶⁹ 『商標法』第十条第二款の但書き

素を加入する及び使用による識別力を獲得した事実を証明することが識別力の欠如を克服するという方法だと考えられる。

(b) 地名の文字のみ、又は品質表示のみからなる「認証・証明マーク」について、貴国における実例につき、登録例及び拒絶例（審決）を数例ずつ例示してください。

回答：中国では、行政段階の審決内容が公開されておりませんので、下記の①②、マスコミのニュースによる入手した情報による作成したものである。

地名の文字のみ	
登録例	<p style="text-align: center;">西湖龙井</p> <p>第9129815号「西湖龍井」 商法権者：杭州市西湖區龍井茶産業協會 区分：第30類 指定商品：茶</p>
拒絶例	 <p>第10208094号「平和南勝麻糰」 出願人：平和県特産協會 区分：第30類 指定商品：麻ナツメ 拒絶理由：麻ナツメの品質が原産地に特有な自然要素（水土気候など）による形成されたものではない。</p>
品質表示のみ	
登録例	 <p>第8329155号「FM及び図形」 商標権者：FM APPROVALS LLC 区分：第9類 指定商品：ウエハーブラケット（クリーンルーム用）など</p>
拒絶例	<p style="text-align: center;">蓝牙</p> <p>第5918201号「藍齒」 出願人：BLUETOOTH SIG, INC. 区分：第42類 指定役務：コンピュータのプログラミングなど。 拒絶理由：『商標法』第11条第（二）項によって、当該商標が指定商役務の品質、機能などの特徴を直接に表示したため、商標の識別力を有せず、証明商標として登録できない。</p>

(3) 証明商標特有の識別性の考え方がある場合、審査官がそのことを判断するため定義・基準・例示等の特別な言及が審査基準等にありますか？ある場合、その内容を教えてください。また、証明商標特有の識別性の考え方に起因して拒絶理由通知を受けた場合、出願人が取る対応として、どのようなものがあるでしょうか。

回答：上記の(1)とおり、証明商標について、通常商標の識別性要件を合致する他

に、商品・役務自体も品質「産地、原料、製造方法及び品質などの特異な品質」及び出願人の主体資格が主に審査される。審査官は上記の『商標法』、『実施条例』と『管理弁法』の関連規定及び『審査基準』の第六部分第四、五に従い、審査しているが、他の特別な公開な審査基準がない。

(4) 証明商標のみならず、通常商標、団体商標、その他の商標によっても、「認証・証明マーク」の保護が受けられる場合、登録におけるそれらの識別性の要件に違いがあるか。

回答：規定なし。

1-4. 「認証・証明マーク」の識別性に関する裁判例について

上記1-3に関連して、貴国の商標に関する裁判例において、「認証・証明マーク」の識別性の観点から判断をした事例があれば教えてください。（判例1件につき最大800語程度）

回答：

◆ 藍齒事件

北京高級人民裁判所 (2015)高行(知)終字第1927号⁷⁰

北京高級人民裁判所 (2015)高行(知)終字第1928号⁷¹

蓝牙

対象商標：

出願番号：第5918201号、第5918202号

出願区分：第42類、第9類

原告：BLUETOOTH SIG, INC.

被告：商標審判委員会

判決日：2015年12月11日

> 事件概要：

2007年2月14日に原告は対象商標を出願した。2009年8月3日に『商標法』第11条1項第(2)号及び第28条に基づき、出願商標が指定商品の特点を直接に表示し、識別力を欠如することを理由に、その出願が拒絶された。原告が不服し、出願商標に対応する商標「BLUETOOTH」がすでに権利化した及び使用による既に高い知名度を有するようになったことを理由に、不服審判を請求した。2013年12月9日に、商標審判委員会が商標局の判断を維持する審決を下した。原告は、それに不服して、行政訴訟を提起した。一審、二審を経て、2015年12月11日に、北京市高等裁判所より終審判決を言い渡した。対象商標がその指定商品又は役務の品質、機能などの特徴を直接に表示したため、商標の識別力を有せず、証明商標として登録できないという観点を示した。

> 争点：

証明商標について、その識別力も通常商標の判断基準に適用するか否かである。

> 終審の判決の主な内容：

1. 本件訴えられた審決が2014年5月1日前に下されたので、改正前『商標法』に適用して審理すべきである。
2. 『商標法』第3条1項、3項、4項及び『管理弁法』第2、3、5条によれば、証明商標に対する審査は、主に証明商標の出願人の主体資格と使用管理規則を審査される。証明商標の機能が通常商標と一致していないものの、登録可能性の審査も同様ではないが、証明商標の登録可能性の審査も『商標法』の基本規定に従うべきである。即、『商標法』第10条の禁止条項に該当するか否か、第11条の識別力の有無、第28、29条の先行権利と抵触しているか否かを判断すべきである。
3. 「藍齒」は、ブルートゥースに対応する中国語であり、デジタル機器用の近距離無線通信規格技術の1種として、第9、42類の関連商品・役務において、使用すれば、直接に商品・役務の内容、特徴を表示するため、登録すべきではない。したがって、原告の上訴請求を支持しない。

⁷⁰ <http://wenshu.court.gov.cn/content/content?DocID=d8df1e0a-dea7-43e5-b4f2-5d3d657e9b14&KeyWord=藍牙商標>

⁷¹ <http://wenshu.court.gov.cn/content/content?DocID=803de898-239b-4f91-9470-9e72e299fc5e&KeyWord=藍牙商標>

2.地理的表示を保護する商標制度以外の制度

貴国が、商標法による保護制度以外の地理的表示保護制度を有する場合、両者の保護制度の違い及び相互の保護制度に関する調整規定について、下記にご回答ください。

2-1. 地理的表示を保護する制度について

「認証・証明マーク」が、地理的表示である場合、商標制度以外に、どのような法制度により、保護を受けることが可能でしょうか。

(1) 貴国の地理的表示の保護制度を規定した法律及び保護対象産品は、下記の通りと理解していますが、その認識で正しいでしょうか。また、不足があれば補足ください。

その通りである。

表2. 商標制度以外の地理的表示保護制度

規定	対象産品
地理的表示保護規定	特定されていない
地理的表示保護規定の実施細則	
原産地標記管理規定（部分有効） 原産地標記管理規定実施弁法（部分有効）	
農産物地理的表示管理規則	農産物

●保護対象産品によって保護が異なる場合、その対象産品ごとに区別してご回答ください。

例: (i) ワイン、(ii) スピリッツ、(iii) 農産品・水産物・食品、(iv) 手工芸品・工業製品、(v) その他

回答：別添1の表を参照

●保護対象についての明文の規定がない場合、その旨をご記入ください。

明文の規定がない。

2-2. (地理的表示を保護する制度について) 保護制度の概要及び商標制度との違いについて

2-2-1. 上記の各保護制度の内容について、商標制度による保護と、その内容・保護対象等において何が違うのか。別添1の項目(1)～(12)について、内容の違いを対比して記載ください。

回答：別添1の表を参照。

2-2-2. 地理的表示を保護する制度と商標制度との使い分け

実務において、両制度の使い分けが考慮されている状況があれば、その状況について記載ください。

2-3. (商標法による保護と、地理的表示を保護する制度について) 保護制度に関する相互の調整規定について

2-3-1. 商標法（あるいは商標制度を規定している産業財産権法）における、地理的表示を保護する他法との調整規定について、該当条文、条文内容を教えてください。

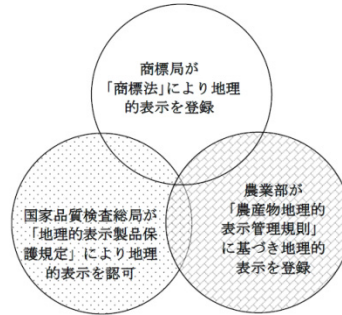
- (1) 審査時（登録要件）
- (2) 登録後（効力等）
- (3) その他

2-3-2. 地理的表示を保護する他法における、商標法（あるいは商標制度を規定している産業財産権法）との調整規定について、該当条文、条文内容を教えてください。

- (1) 審査時（登録要件）
- (2) 登録後（効力等）
- (3) その他

回答：

上記のとおり、中国において、地理的表示保護制度は、①商標法における団体商標制度及び証明商標制度（商標局）、②地理的表示製品保護規定（国家質量監督檢驗檢疫総局）に基づく保護、及び③農産物地理的表示管理規則（農業部）に基づく保護の3つが並存している。



しかし、現在のところ、並存する地理的表示保護制度に関する調整規定がまだない。3部門は、それぞれ独立した法律に基づき、地理的表示の保護を取り扱っている。現時点では有効な解決方法は見出されておらず、地理的表示の保護を申請するにあたっては、3部門の間を駆け回らなければならないのが現状である。

以下は、国家質量監督檢驗檢疫総局及び地理的表示商標より認可された地理的表示を2重登録・表示する「龍井茶」の例である。中国で地理的表示の全面的な保護を受けるために、3部門ともに登録出願することが望ましいである。



以上

別添 1

表 3. [中国] 地理的表示保護制度と商標制度との相違

地理的表示保護制度		商標法/知的財産法 証明商標制度	
(1) 保護対象となる物 (商品・サービス等)	<p>★地理的表示保護規定： (1)当該地域において栽培又は養殖された産品。 (2)原材料のすべてが当該地域から産出され、又は一部が他の地域から産出され、かつ当該地域において特定の技術により生産及び加工された産品 (『地理的表示保護規定』第 2 条)</p> <p>★農産物地理的表示管理規則 農産物地理的表示とは、農産物が特定の地域を産地とし、産品の品質及びに係る特徴が主に自然生態環境及び歴史人文的要素によって決まり、かつ地域名称により命名された特有の農産物表示を指す (『農産物地理的表示管理規則』第 2 条 2 項)</p>	すべての商品又は役務 (『商標法』第 3 条 3 項)	
(2) 保護対象となり得る名称（どのような標章について保護され得るか、対象となる標章に限定があるか（例:地名のみからなる文字標章は保護され得るか）、一般名称の取り扱いに関する規定の有無及びその内容)	<p>★地理的表示保護規定 地理名称により命名 (『地理的表示保護規定』第 2 条)</p> <p>★農産物地理的表示管理規則 地理名称と農産物の普通名称による命名 (『農産物地理的表示管理規則』第 2 条 2 項) (『農産物地理的表示管理規則』第 7 条 (一))</p>	当該地理的表示に表記される地域の名称、又はある商品が当該地域に由来することを表記するその他の視覚的表示 (『管理弁法』第 8 条)	
(3) 登録主体の要件（法人格の有無、個人・政府機関の可否、機関に対する公的機関・第三者機関による認証の要否等）	<p>★地理的表示保護規定 現地の県級以上の人民政府が指定する地理的表示製品保護申請機構又は人民政府が認定する協会及び企業（公的機関による認証の要） (『地理的表示保護規定』第 8 条)</p> <p>★農産物地理的表示管理規則 県クラス以上の地方人民政府が選択・指定した、優れている農民專業合作經濟組織、産業協会等の組織。（法人資格要、公的機関による認証の要） (『農産物地理的表示管理規則』第 8 条)</p>	証明商標の場合、証明商標を管理する団体。 団体商標の場合、団体商標を管理する団体。 (法人資格要、公的機関による認証の要) (『商標法』第 3 条；『管理弁法』第 6 条)	
(4) 主な登録要件（識別性の考え方（周知性が必要か、生産地との関係が必要か）	<p>★地理的表示保護規定 ①商品の地理的品質の特徴、 ②その品質の特徴は産地の自然的要素や人文的要素との関係がある。 ③商品の生産技術の規範が必要 ④商品が一定な知名度がある。 (『地理的表示保護規定』第 10 条)</p> <p>★農産物地理的表示管理規則 生産地の独特な自然と人文的な条件と結び付いた品質の特性を有する。 (『農産物地理的表示管理規則』第 7 条)</p>	①商標登録の基本条件（商標の識別力がある及び先権利と抵触しないこと） ②生産地の独特な自然と人文的な条件と結び付いた品質の特性を有する (『商標法』第 3 条 1 項、3 項、4 項及第 10 条、第 11 条の識別力有無、第 30 条及び『管理弁法』第 5 条、7 条)	
(5) 使用方法に関する規定・制限があるか	★地理的表示保護規定 地理的表示商品の専用表示を利用する場合、現地	通常商標と同じ、「登録商標」又は登録済みの表示を表記する権利を有	

(表示義務等)	<p>の質量技術監督局又は出入境檢驗檢疫局に申請を提出し、且つ関連資料を提出する必要がある。 (『地理的表示保護規定』第 20 条)</p> <p>2 年以内未使用の場合、その登録を取り消される。 (『地理的表示保護規定』第 23 条)</p> <p>★農産物地理的表示管理規則 公共のマークと地域の産品名称とを組み合わせる標識制度を実施する (『農産物地理的表示管理規則』第 14 条)</p>	<p>する。 (『商標法』第 9 条) 正当な理由がなく、継続して三年間を使用していない場合に、取消対象になる。 (『商標法』第 49 条 2 項)</p>
(6) 品質管理に関する規定（品質管理規定の要否、規定の審査の有無、行政機関による実施体制チェックの有無等）	<p>★地理的表示保護規定 生産地の独特な自然と人文的な条件と結び付いた品質の特性及び技術標準の策定、登録・公開 (『地理的表示保護規定』第 10～20 条)</p> <p>生産・加工業者が品質基準を守るよう団体が管理し、それを国がチェック (『地理的表示保護規定』第 3、4、22～25 条)</p> <p>★農産物地理的表示管理規則 生産地の独特な自然と人文的な条件と結び付いた品質の特性及び技術標準の策定、登録・公開 (『農産物地理的表示管理規則』第 4、10～12 条)</p> <p>生産・加工業者が品質基準を守るよう団体が管理し、それを国がチェック (『農産物地理的表示管理規則』第 4、10～12 条)</p> <p>生産・加工業者が品質基準を守るよう団体が管理し、それを国がチェック (『農産物地理的表示管理規則』第 18～19、21～23 条)</p>	<p>管理弁法には、品質管理の内容を含める。 『管理弁法』第 11 条 (七) 品質管理の内容の登録と公開 (『管理弁法』第 13 条) 行政機関による実施体制チェックがある。 (『管理弁法』第 21 条)</p>
(7) 効力	<p>★地理的表示保護規定 地理的表示及びこれに類似する表示の不正使用を禁止 (『地理的表示保護規定』第 21 条)</p> <p>★農産物地理的表示管理規則 農産物地理的表示及び登録書の偽造及び無断使用をしてはならない (『農産物地理的表示管理規則』第 20 条)</p>	<p>地理的表示を含む商標が、公衆を誤認を生じさせる場合、その登録を禁止する。ただし、既に善意による登録したものは引き続き有効とする。 (『商標法』第 16 条)</p> <p>ワインまたはスピリッツに関しては、誤認混合が生じない場合であっても、保護の効力を及び。 (『管理弁法』第 12 条)</p>
(8) 効力範囲（対象となる商品・サービス等の範囲、効力が及ばない範囲の規定等）	<p>★地理的表示保護規定 明確な規定がなし</p> <p>★農産物地理的表示管理規則 明確な規定がなし</p>	<p>出願時に指定する商品若しくはサービス又はこれと類似する商品若しくはサービス (『商標法』第 30、31、57 条)</p>
(9) 他者の不正使用に対する規制手段（行政機関による取締り、権利者による請求等）	<p>★地理的表示保護規定 国による不正使用の取締り (『地理的表示保護規定』第 21 条)</p> <p>★農産物地理的表示管理規則 国による不正使用の取締り (『農産物地理的表示管理規則』第 23 条)</p>	<p>商標権者による差止請求、損害賠償請求 (『商標法』第 60、61、62 条)</p>
(10) 費用、保護期間等	★地理的表示保護規定 登録：無料	<p>登録：CNY3,000 更新手続がある</p>

	更新手続なし（取り消されない限り登録存続） ★農産物地理的表示管理規則 登録：無料 更新手続なし（取り消されない限り登録存続）	（保護期限 10 年）
(11) 申請先	★地理的表示保護規定 当地の質量技術監督局又は出入境検疫局 （『地理的表示保護規定』第 11 条） ★農産物地理的表示管理規則 省クラス人民政府の農業行政主管部門 （『農産物地理的表示管理規則』第 9 条）	商標局
(12) その他の特記すべき事項	★地理的表示保護規定 2005 年制定、2005 年施行 ★農産物地理的表示管理規則 2007 年制定、2008 年施行	最新『商標法』2013 制定、 2014 年施行 『管理弁法』2003 年施行

禁 無 断 転 載

平成28年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

商標の識別性に関する課題
（「認証・証明マークの保護」及び
「商標の定義」の観点から）についての
調査研究報告書

平成29年3月

請負先 一般財団法人 知的財産研究教育財団 知的財産研究所

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3丁目11番地

精興竹橋共同ビル5階

電話 03-5281-5671

FAX 03-5281-5676

URL <http://www.iip.or.jp>

E-mail support@fdn-ip.or.jp